

議案第82号

## 静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正について

静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例（平成22年静岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例

第1条中「静岡市立静岡病院及び」を削り、「市立病院」を「病院」に改める。

第2条、第11条第1項及び第13条第1項第3号中「市立病院」を「病院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の成立の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例第11条及び第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに貸与を決定する修学資金について適用する。

（経過措置）

3 施行日の前日までに貸与を決定した修学資金については、改正前の静岡市立病院看護師等修学資金貸与条例第11条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「市立病院」とあるのは、「静岡市立清水病院又は地方独立行政法人静岡市立静岡病院」とする。